

障がい者差別解消法は、障がいのある方もない方もお互いにその方らしさを認め合いながら、一緒に生きる社会をつくることを目指して、4月1日に施行されました。この法律では、障がいを理由とした「不当な差別的取扱い」が禁止され、「合理的配慮の提供」が求められています。

## ◆役所や会社・店などの役割

対象	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
役所	してはいけない	しなければならない
会社や店など		するように努力する

市では、職員が守るべきサービス規律の一環として、障がい者差別解消法に基づく「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する北広島市職員対応要領」を作成し、取り組みを進めています。

障がい者差別解消法についての詳しい内容や市職員対応要領などは、市ホームページ「くらしの情報→福祉・介護→心身にハンディのある方へ」をご覧ください。

## 「不当な差別的取扱い」とは

正当な理由なく、障がいがあるということで、サービスの提供を拒否したり、制限したり、障がいのない方には付けない条件を付けたりすることです。

例えば…

- 障がいがあるという理由だけでアパートを貸さない
- 車いすを利用しているからといって店に入れない
- 本人を無視して付き添いの方だけに話し掛ける
- 学校の受験や入学を拒否する

## 「合理的配慮の提供」とは

役所や会社・店などが、障がいのある方から困っていることを取り除いて欲しいと求められたとき、負担になり過ぎない範囲で対応することです。

例えば…

- 段差がある場合に、車いす利用者の手助けをする
- 聴覚障がいのある方に筆談など音声以外で伝える
- 視覚障がいのある方に書類を読み上げる
- 知的障がいのある方に分かりやすく説明する



蜂は、5月ころから活動を始めます。特に8月・9月は巣が最も大きくなり、新しい女王蜂を育てるための準備を始める時期です。攻撃性が高くなり、刺される被害も増加します。

## 巣の駆除は専門業者へ

指定業者に依頼した場合、市が駆除費用を支援します。平成27年度から、駆除費用の自己負担額が薬品代などの実費相当分だけとなり、作業に掛かる費用は市が負担します。

**対象** 市内に家や土地を持っているか、借りている個人  
\*事業所の土地建物や管理者がいるマンションは対象外です。

**指定業者** ㈱クリーン開発（千歳市流通1丁目4-7）

- 月～土曜の午前8時30分～午後5時30分 ☎0123-24-7787
- 日曜と上記の時間外 ☎080-6078-0263

## 自己負担額は、一律3,000円

\*駆除の時期や場所で、変わりません。

## 駆除の流れ

- ①指定業者へ電話で駆除を依頼  
日程や巣の場所を打ち合わせします。
- ②指定業者が巣を駆除  
指定業者が持参する申請書に記入してください。  
\*申請書は、市ホームページ「申請書ダウンロード→環境課」からも印刷できます。
- ③駆除後、自己負担額を直接、指定業者に支払う  
\*巣が見当たらず駆除できなかった場合の出張費用などは、全額自己負担です。  
\*市では、巣の駆除はしていません。



## 被害を防ぐために

### ◆刺激しない

人が巣に近づくと、羽音を立てて飛び回り威嚇します。静かに離れましょう。

### ◆帽子をかぶり、明るい色の服装をする

黒などの濃い色に強く反応して攻撃します。髪の毛の黒色にも反応するので、帽子をかぶりましょう。

### ◆強い匂いをさせない

匂いに敏感です。香水や整髪料は控えましょう。弁当などの匂いにも反応します。

◆家や車の中に入ってきたときは、外に出るのを待つ  
蜂は、攻撃を受けたと感じると反撃に出ます。手で振り払うなどすると、刺される危険性が高くなります。できるだけ動かずに待ちましょう。

## 巣を作らせないために

- 家や車庫、物置などの隙間をふさぐ
- 換気扇や換気口には、目の細かい網を取り付ける
- 庭先やベランダには、なるべく物を置かない  
\*軒下や床下、天井裏、壁の中、換気口、庭木・垣根・植え込みなどが、巣の作られやすい場所です。

## 刺されたときの対処法

- ①かがんで、静かに、その場を離れる
- ②1・2分以内に、爪や指、専用の毒抜き器で蜂の毒と血を一緒に絞り出し、10～15分流水で冷やす  
\*口で吸い出してはいけません。
- ③症状が軽くても、医療機関を受診する